

声明 国立大学の運営費交付金の評価に基づく傾斜配分の即時撤回を！
——内閣府・財務省による「大学改革」という名の大学破壊を許さない——

2019年1月10日

日本科学者会議常任幹事会

財務省（財政制度等審議会）は毎年のように懲りることなく国立大学への運営費交付金の減額や競争的配分を迫り、研究費の自己収入の増加の強要を押し付けてきた。そして「平成31年度予算の編成等に関する建議」（2018年11月17日）の中では「評価に基づいて配分する額を運営費交付金のまずは10%程度、1,000億円程度にまで拡大する」との提案を行い、政府は12月21日にそれを政府予算案として閣議決定した。われわれは大学のなんたるかを欠落させて、研究や教育を生産性ではかろうとする大学破壊の暴挙に抗議し、国会審議の中でこの予算案の即時撤回を要求する。

かつて、文科省は財政制度審議会に見解^{注1)}を提示したことがあった（2016年）。そこでは財政制度審議会（以下財政審と略）のデータの扱い方の不備や意図的なデータの利用などについても見解が示された。「義務的支出増の‘増額要因’約800億円は考慮されていず、運営費交付金は、実質1,000億円以上の減額」となっているとも述べていた。また、「財政審の資料は、前年度の繰越額が含まれる‘決算報告書’の数値を使用したもの。実際に国が措置した‘予算額’に置き直すと、補助金等を加えても、約500億円の減少」「運営費交付金の減少によって、常勤教職員の人件費を圧迫しており、教職員の雇用の不安定化が懸念」される、「外部資金で研究費を措置しても、教育研究を支える基幹的な教員の体制確保は運営費交付金でなければならない」等々と財政審に物申していた^{注2)}。

昨年11月2日国立大学協会が声明を発して^{注3)}、運営費交付金の重なる削減に抗議し、評価に基づく傾斜配分を批判した。「財務省はこのような施策をさらに進め、去る10月24日の財政制度等審議会財政制度分科会において、毎年度の‘教育・研究の質を評価する共通指標に基づいて配分する割合をまずは10%程度にまで高める’という方向性を示している。この方向性は、国立大学の経営基盤を一層不安定で脆弱なものとするとともに、中長期的な戦略に基づく積極的な改革の取組を困難にするだけでなく、財政基盤の弱い大学の存在自体を危うくし、ひいては我が国の高等教育及び科学技術・学術研究の体制全体の衰弱化さらには崩壊をもたらしかねないものであって、国立大学協会としては強く反対せざるを得ない。」^{注4)}と断言した。

基盤的経費としての運営費交付金がいかに重要かは上の引用が述べているとおりである。1,000億円を「実績評価」をもとに傾斜配分すればマイナスの評価をされた大学はマイナススパイラルに落ち込み、プラスの評価をされた大学はいつマイナスに落ち込むかの不安を抱え、その年々で評価が異なる不安定な交付金では中長期の教育・研究計画の見通しも困難になることは火を見るより明らかである。研究や教育の実績を商品生産のように生産性ではかり、その実績によって給与や研究費が傾斜配分されれば、実績の上がりやすい研究や教育に傾斜し、その将来は暗いものとなる。このような政策を展開する政財界の愚行は厳しく糾弾

されなければならない。

さらに、イージスアショアに4,000億円も支出する政府が、研究者のボトムアップのただ一つの道である科学研究費にはたかだか2,500億円前後しか支出しない愚策をこそ糾すべきである。特に2018年度文科省科学技術予算9,588億円の予算費目は「Society5.0の実現に向けた科学技術イノベーションの推進」と名打たれた目的的研究であり、研究開発費に重点がおかれたものである。科学技術予算9,588億円の25%程度しか基礎研究費というべき科研費への振り分けはない。しかも、申請者の25%しか採択されないのである。これに他省庁の委託研究費つまり競争的研究費（目的的研究＝研究開発費）約4,277億円を加えれば、開発的な研究費が増加していても、基礎研究費（科研費）の充実には繋がりにくいことがわかる。これが独創的な研究の減少、科学論文の発表数の減少の一要因でもあることを認識すべきである。

われわれは突出した軍事予算を削減し、教育・研究の充実にあてることを強く要求するものである。

以上

注1)「財政制度等審議会（平成28年11月17日開催）平成29年度予算の編成等に関する建議（国立大学法人運営費交付金関係）についての文部科学省の見解」（2016年12月5日、文科省高等教育局）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryo/_icsFiles/afieldfile/2016/12/01/1379805_01.pdf

注2) この前年中央教育審議会が「高等教育予算の充実・確保に係る緊急提言」（2015年10月28日）を出し同様の見解を示していた。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1363570.htm

注3)「国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）——国立大学が将来を見通した経営戦略の下に改革を実行していくために—」（2018年11月2日）。

<http://www.janu.jp/news/files/20181102-wnew-seimei.pdf>

注4)「平成31年度予算における国立大学関係予算の充実及び税制改正について(要望)—国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために—」（2018年8月7日、国立大学協会）では文科省の注1)にならうかのように文科省に代わって財政審のデータ批判が行われている。文科省はもはや横暴な財務省や内閣府に物申すことができず、むしろ忖度する省に変わった観すらある。

<http://www.janu.jp/news/files/20180807-wnew-giren3.pdf>